

船舶運航管理令の一部を改正する政令案要綱

現在船舶運營会に期間より船の形式で貸し渡さなければならないこととなつてゐる総トン数百トン以上の鋼製船舶のうち、総トン数八百トン未満のものをばくし自由に運航し得ることとする。

このため、第十六條等について所要の改正を行う。

政令 第号

シ 船舶運航管理令の一部を改正する政令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七條の見出を「（私人が船舶を貨物船又は漁船の用途に使用する場合）」に改める。

第七條第一項を次のように改め、同條第二項及び第三項中「水產廳長官」を「貨物船については海運局長、漁船については水產廳長官」に改める。私人は、漁船である船舶又は總トン数八百トン未満の貨物船である船舶については、その所有に属するもの又は借受（期間より船を含む。）をしたものをもつばらそれぞれ漁船又は貨物船の用途にみずから使用するときに限り、これを使用することができる。

第十三條第一項中「總トン數百トン以上の鋼製船舶」を「總トン數八百トン以上の鋼製船舶」に、「第二條第一項・第四條第一項又げ第七條第一項に掲げる用途に使用する船舶」を「第二條第一項第四條第一項に掲げる用途に使用する船舶・第七條第一項の規定により漁船として使用する船舶」に改める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお從前の例による。

理由

連合國軍最高司令官の指令により、総トン数八百トン未満の貨物船である船舶について、船舶運営会との期間より、船契約の強制を解除するため船舶運航管理令を改正する必要があるからである。これがこの政令案を提出する理由である。

若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

(私人が船舶を漁船として使用する場合)

第七條 私人は、漁船である船舶について、その所有に属するもの又は借受(期間よう船を含む)をしたもののもつばら漁船としてみずから使用するとき限り、これを使用することができる。

2 前項の場合においてその者は、当該船舶の使用を開始した日から三十日以内に、第一号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の船舶の譲渡、貸渡若しくは引渡をし、又はその構造、設備若しくは使用方法を変更した者は、その事由が発生した日から三十日以内に、第三号様式による報告書を水産廳長官を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

4 第二項に規定する報告書の提出の方法は、運輸大臣が定める。

(経過規定)

第八條 前二條第二項、第四條第二項又は前條第二項の規定の適用については、船舶がこの政令施行の際に当該用途に使用されている場合にあっては、当該船舶の使用を開始した日とあるのはこの政令施行の日とする。

4 第二節 木製船舶及び総トン数百トン未満の鋼製船舶等

(船舶の定義)

第九條 この節において「船舶」とは、総トン数五トン以上の木製船舶、総トン数五トン以上百トン未満の銅製船舶及び推揚力十五トン未満の起重機船をいう。

(準用規定)

第十條 國又は地方公共團体が、船舶を使用するときは、第二條、第三條、第六條及び第八條の規定を準用する。この場合においては、第二條第一項第十六号の次に次の四号を加えて讀むものとする。

2 前項第一号から第六号までに掲げる者のうち欠けた者がある場合には、運輸大臣は、その者に代つてその事務を行つている者を委員に任命し、又は嘱託することができる。

3 会長は、審議会の会務を總理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、運輸大臣が委員のうちの承認若しくは第五條第一項の許可があつた場合に限り、前項の承認又は許可をすることができる。但し、当該船舶に関する期間よう船契約が解除されることによつて船舶運營会の事業に支障を生ずる虞がある場合には、運輸大臣は、前項の承認又は許可をしてはならない。

5 第二十一條 審議会に会長を置く。

6 第二十二條 総トン数百トン以上の銅製船舶(國有財產)の運航に係る会員は、前條第一項第八号に掲げた委員をもつて充てる。

7 第二十四條 審議会の庶務は、運輸省海運局において処理する。

8 第二十九條 第二條第一項第七号及び第八号に掲げた委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

(議事)

9 第二十三條 審議会は、その委員六人以上の出席がないければ、会議を開き、議決をすることができない。

10 第二十四條 審議会の庶務は、出席者の過半數をもつて決して、運輸大臣に意見を具申することができる。

(組織)

11 第十九條 審議会は、委員八人で組織する。

12 第二十條 審議会の委員は、左に掲げる者につき、運輸大臣が任命し、又は委嘱する。

13 第二十一條 審議会は、第十三條第一項に規定する、運輸大臣の職にある者

14 第二十二條 審議会は、委員八人で組織する。

15 第二十三條 審議会は、委員八人で組織する。

16 第二十四條 審議会は、委員八人で組織する。

17 第二十五條 審議会は、委員八人で組織する。

18 第二十六條 審議会は、委員八人で組織する。

19 第二十七條 審議会は、委員八人で組織する。

20 第二十八條 審議会は、委員八人で組織する。

21 第二十九條 審議会は、委員八人で組織する。

22 第三十條 審議会は、委員八人で組織する。

23 第三十一條 審議会は、委員八人で組織する。

(設置)

24 第三十二條 審議会は、委員八人で組織する。

25 第三十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(委員)

26 第三十四條 審議会は、委員八人で組織する。

27 第三十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(会員)

28 第三十六條 審議会は、委員八人で組織する。

29 第三十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(庶務)

30 第三十八條 審議会は、委員八人で組織する。

31 第三十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(附則)

32 第四十條 審議会は、委員八人で組織する。

33 第四十一條 審議会は、委員八人で組織する。

(立入検査)

34 第四十二條 審議会は、委員八人で組織する。

35 第四十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(権限)

36 第四十四條 審議会は、委員八人で組織する。

37 第四十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

38 第四十六條 審議会は、委員八人で組織する。

39 第四十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

40 第四十八條 審議会は、委員八人で組織する。

41 第四十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

42 第五十條 審議会は、委員八人で組織する。

43 第五十一條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

44 第五十二條 審議会は、委員八人で組織する。

45 第五十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

46 第五十四條 審議会は、委員八人で組織する。

47 第五十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

48 第五十六條 審議会は、委員八人で組織する。

49 第五十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

50 第五十八條 審議会は、委員八人で組織する。

51 第五十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

52 第六十條 審議会は、委員八人で組織する。

53 第六十一条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

54 第六十二條 審議会は、委員八人で組織する。

55 第六十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

56 第六十四條 審議会は、委員八人で組織する。

57 第六十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

58 第六十六條 審議会は、委員八人で組織する。

59 第六十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

60 第六十八條 審議会は、委員八人で組織する。

61 第六十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

62 第七十條 審議会は、委員八人で組織する。

63 第七十一条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

64 第七十二條 審議会は、委員八人で組織する。

65 第七十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

66 第七十四條 審議会は、委員八人で組織する。

67 第七十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

68 第七十六條 審議会は、委員八人で組織する。

69 第七十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

70 第七十八條 審議会は、委員八人で組織する。

71 第七十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

72 第八十條 審議会は、委員八人で組織する。

73 第八十一条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

74 第八十二條 審議会は、委員八人で組織する。

75 第八十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

76 第八十四條 審議会は、委員八人で組織する。

77 第八十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

78 第八十六條 審議会は、委員八人で組織する。

79 第八十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

80 第八十八條 審議会は、委員八人で組織する。

81 第八十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

82 第九十條 審議会は、委員八人で組織する。

83 第九十一條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

84 第九十二條 審議会は、委員八人で組織する。

85 第九十三條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

86 第九十四條 審議会は、委員八人で組織する。

87 第九十五條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

88 第九十六條 審議会は、委員八人で組織する。

89 第九十七條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

90 第九十八條 審議会は、委員八人で組織する。

91 第九十九條 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

92 第一百条 審議会は、委員八人で組織する。

93 第一百零一条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

94 第一百零二条 審議会は、委員八人で組織する。

95 第一百零三条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

96 第一百零四条 審議会は、委員八人で組織する。

97 第一百零五条 審議会は、委員八人で組織する。

(監査)

98 第一百零六条 審議会は、委員八人で組織する。

第一号様式

船舶明細報告書

- A (1) 船名 _____ (2) スカジャツフ番号 _____ (3) 旧船名 _____
 (4) 所有者の住所氏名(名称) _____
 (5) 使用者の住所氏名(名称) _____
 (6) 船舶の種類(官公署特殊船、私人特殊船、漁船の別) _____
 (7) 用途 _____ (8) 船質(鋼製、木製の別) _____
 (9) 船型 _____ (10) 信号符字 _____
 (11) 船舶番号 _____ (12) 船籍港 _____
 B (13) 船の長さ _____ (14) 船の幅 _____ (15) 船の深さ _____
 (16) 甲板層の数 _____ (17) 総トン数 _____ (18) 純トン数 _____
 (19) 重量トン数 _____ (20) 航海速力 _____ (21) 最高速力 _____
 (22) 満載きつ水 _____ (23) 軽きつ水 _____ (24) 進水年月 _____
 (25) しゆん工年月 _____ (26) 建造場所 _____ (27) 造船所名 _____
 (28) 乗組員定員 _____
 C (29) 旅客定員 一等 _____ 名 二等 _____ 名 三等 _____ 名
 (30) 容積トン数(ばら) _____ (31) 容積トン数(包装) _____
 (32) 貨物用冷蔵庫の容積 _____ (33) カーゴ、ディープ、タンクの数及び容積 _____
 (34) 貨物油用タンクの容積(タンカーの場合) _____
 (35) ハツチの数及び大きさ _____ (36) 軽排水トン数 _____
 (37) デリック、ブームの数及び力量 _____ (38) ウインチの種類 _____
 (39) 貨物油用ポンプの数及び力量(タンカーの場合) _____
 (40) 二種以上の液体貨物を輸送する設備の有無(タンカーの場合) _____
 D (41) 機関の種類及び型式 _____ (42) 機関の製作者 _____
 (43) ボイラーの種類及び型式 _____ (44) 軸馬力 _____ (45) 推進器の数 _____
 (46) 燃料の種類 _____ (47) 燃料庫の容積 _____
 (48) 燃料消費量(一日当り) 航海中 _____ つい泊中 _____
 (49) 養かん水容量 _____ (50) 蒸化器の数及び蒸化能力(一日当り) _____
 (51) 燃料による航続距離 _____ (52) 養かん水による航続時間 _____
 (53) 送信機の数及び型式 _____ (54) 受信機の数及び型式 _____
 E (55) その他特殊の構造及び設備があるときはその詳細 _____
 (56) 外國で建造された船舶であるときはその取得方法 _____
 (57) 最後の改造年月及び改造要目 _____
 (58) 船舶の現状 _____

上記の通り船舶運航管理令第 條第 項の規定により報告する。

昭和 年 月 日

報告者住所氏名(名称)

印

運輸大臣

殿